

森林・林業基本計画骨子（案）

項目	内容
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針 <p>1 森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた計画変更の必要性</p> <p>2 計画変更に当たっての基本的視点</p>	<p>* 森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、政策改革の基本の方針を記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活・経済における森林・林業の意義を明確化しつつ、関連施策を総合的かつ計画的に推進し、森林がもたらす恵みを次世代に継承 ○ その際、森林・林業・木材産業をめぐる次のような情勢変化を踏まえた施策を推進することが必要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用可能な資源の充実 森林資源はそのほとんどが未だ育成段階にあるものの、今後は適切な手入れの下、利用が可能な高齢級の森林が増加 (2) 森林に対する国民ニーズの多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 國土の保全、水源かん養をはじめ、景観の保全や花粉症対策等森林に対する国民ニーズの多様化、高度化 ・ 特に、京都議定書の目標達成のための森林吸収源対策の必要性の増大と違法伐採問題の顕在化 (3) 木材の需要構造の変化と新たな動きの活発化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質・性能の明確な資材に対するニーズの高まり ・ 合板、集成材への国産材利用の増加等による国産材の利用拡大の兆し ・ 木質バイオマスの利用や木材輸出等新たな市場拡大に向けた取組の活発化 (4) 林業・木材産業の構造改革の立ち後れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材価格の下落、森林所有者の不在村化等による林業生産活動の停滞と林業就業者の減少・高齢化 ・ 木材の生産・流通・加工が依然として小規模・分散的・多段階 ○ 関係者への周知徹底を十分に図りつつ、計画的に施策を推進することが必要。このため、森林の生育期間の長期性を考慮し、今後20年程度を見通す計画を策定 ○ その際、次のような視点を踏まえることが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民・消費者の視点の重視 ・ 地球環境保全への貢献 ・ 新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開

項目	内容
<p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>1 目標の達成に向けた取組の検証</p> <p>(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する検証</p> <p>(2) 林産物の供給及び利用に関する検証</p>	<p>* 現行基本計画策定後からこれまでの取組について検証を行った上で、森林及び林業の課題解決に向けた重点的な取組を通じ、課題が解決された場合に実現可能な水準を目標として設定</p> <p>【現行計画が描いたシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重視すべき機能に応じた森林の区分毎の「望ましい森林の姿」とその「誘導の考え方」を明らかにし、森林所有者、林業事業体、行政その他の関係者が、森林施業の集約化等の課題の解決に積極的に取り組む結果、適切な森林の整備・保全が進むことを見込んで「望ましい森林の状態」を目標として提示 <p>【現行計画策定後の推移】</p> <p>(森林の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 育成複層林への積極的な誘導を見込んだが、その実績は低位にとどまるとともに、蓄積は急増し成長量が低下。水土保全機能の発揮が期待できない森林の増加も懸念 <p>(森林の保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林面積の維持を見込み、大きな減少はなかったが、山地災害が依然発生。病害虫獣被害や人為的被害も発生 <p>【目標が達成されていない主な要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材価格の低迷等による森林所有者の林業経営意欲の減退 立地条件、社会情勢、費用対効果を踏まえた多様な森林に誘導するための具体的な方針が未確立、技術や路網整備等の基盤整備が低位 局地的な豪雨の頻発や病害虫獣の被害発生区域が拡大 <p>【現行計画が描いたシナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業・木材産業等の関係者が木材の生産、加工及び流通の体制構築と利用のための各般の「課題の解決」に取り組む結果、望ましい森林の整備が行われた場合に供給される木材の利用が進むことを見込んで、今後の需給動向を見通しつつ、「木材の供給量及び用途別の利用量」を目標として提示 <p>【現行計画策定後の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の供給・利用量については、平成22年には平成11年に比べて増加となることを見込んだが、平成14年まで減少を続けた後、平成15年以降、増加の兆し 製材用材については、国産材の比率の上昇による利用量の増加を見込んだが、総需要量の減少に伴い低下 パルプ・チップ用材及びその他についても概ね平成11年と同程度 合板用材については、見込みのとおり利用量が拡大傾向

項目	内容
<p>2 目標の設定に当たっての基本的考え方</p>	<p>【目標が達成されていない主な要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材価格の下落等による林業採算性の悪化、森林所有者の不在村化等により所有規模にかかわらず林業生産活動が停滞 ・ 高度な林業技術等を有する指導的林業者や林業事業体が限定的 ・ 国産材の生産・流通・加工は依然として小規模・分散的・多段階であること等により、品質・性能の確かな製品を安定的に供給してほしいという需要者のニーズに十分に対応できていない状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林・林業基本法において、森林・林業に関する施策を推進し、森林所有者その他の関係者の森林の整備及び保全、林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針として、「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」と「林産物の供給及び利用に関する目標」を掲げる旨規定 ○ 森林の多面的機能の発揮に関する目標については今後20年間について、林産物の供給及び利用に関する目標については今後10年間について、関係者が取り組むべき重点事項を明らかにし、それが解決された場合に実現可能な水準を設定
<p>3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p> <p>(1) 目標の意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての森林は程度の差はあれ多面的機能を発揮。一方、一つの森林に発揮すべき機能は併存する場合が多く、個々の森林について自然条件や地域ニーズを踏まえつつ、重視すべき機能に応じた取扱いを進める必要があることから、森林所有者、地域住民等の理解を深め、計画的・効果的な森林整備を進める上での指針とするため、重視すべき機能に応じた望ましい森林整備のあり方を示し、望ましい森林の状態を目標として提示
<p>(2) 目標の定め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の合意の下に、森林を整備していく上で重視すべき機能に応じて森林を区分 ○ その際、重視すべき機能に応じた区分にふさわしい、森林の適正な整備及び保全の実施により、森林施業方法別の面積、蓄積及び成長量が十分確保され、かつ、安定的に推移する「指向状態」を参考として示し、これに到達する過程としての10年後、20年後の森林の状態を目標として提示

項目	内容
(3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の多面的機能の発揮に関する目標設定の前提となる望ましい森林の姿とその誘導の考え方を3区分毎に提示 ○ 望ましい森林への誘導について、手入れが必要な高齢級の人工林が急増していくこと、国民ニーズの高まりや林業生産活動の停滞等の状況を踏まえ、林地生産力の低い森林等について、天然力の活用による健全性の確保を図ることや、林業生産活動が期待できる森林について、従来の伐期による施業に加え、水土保全機能の発揮に留意し、自然的条件、社会的条件等に応じて複層林化、長伐期化を計画的・効率的に推進することの必要性等を明示
(4) 森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民ニーズの多様化、林業採算性の悪化等の状況を踏まえた広葉樹林化、複層林化、長伐期化等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備 ○ 効率的・効果的な森林の整備等京都議定書の目標達成に向けた総合的取組の推進 ○ 山地災害危険地区の再点検、国有林・民有林等を通じた流域保全対策、避難体制の整備等ソフト施策と連携した減災対策による効果的で環境と調和した治山事業の展開、森林被害の先端地域への重点対策の推進等国民の安全・安心の確保 ○ 原生的な森林生態系や貴重な野生動植物の生息・生育地等の優れた自然環境を有する森林の維持・保全 ○ 地域特性と都市住民のニーズを踏まえた多様な定住の体制整備、就業機会の確保等森林を支える山村の活性化 ○ 企業等による森林づくりの促進、地域と都市住民との連携による里山再生活動の促進、森林環境教育の充実等国民参加の森林づくり
(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点事項に対する適切な取組により、森林の有する多面的機能の発揮に関する課題が解決された場合の平成27年及び平成37年に実現可能な森林の多面的機能の発揮に関する目標を提示

項目	内容
<p>4 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>(1) 目標の意義</p> <p>(2) 目標の定め方</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に向けて重点的に取り組むべき事項</p> <p>(4) 林産物の供給及び利用に関する目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の多面的機能の発揮のための望ましい森林整備を通じて供給される木材について、需要が確保され、適切に利用されることにより、森林施業のサイクルが円滑に循環し、林業の発展が図られ、森林の有する多面的機能の発揮が確保されるものであることから、供給及び利用の目標を設定 ○ 林業、木材産業等の関係者が行う木材の生産・加工・流通等の事業活動や一般消費者を含めた需要者にとっての木材の消費に関する指針として、望ましい森林整備が行われた場合の木材の供給量とともに、今後の需要動向を見通しつつ、木材利用の推進方向を明らかにした上で、製材用材等用途別の利用量を目標として計上 ○ 施業の集約化等の推進により林業経営の規模の拡大等を図りつつ、需要に応じて大量・安定的かつ低コストで木材を供給するための民有林・国有林を通じた生産・加工・流通の一体的整備等国産材の安定供給体制の整備 ○ 製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化等木材産業の競争力の強化 ○ 企業、生活者等ターゲットに応じた戦略的普及啓発、海外市場の積極的拡大、木質バイオマスの総合的利用の推進等内外の国産材市場の形成と拡大 ○ 重点事項に対する適切な取組により、林産物の供給及び利用に関する課題が解決された場合の平成27年に実現可能な林産物の供給及び利用に関する目標を提示

項目	内容
5 関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の多面的機能の發揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向けて、政府はもとより、地方公共団体、森林所有者、森林組合、木材産業関係者等が適切な役割分担の下、主体的に関与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体は、地域森林計画や市町村森林整備計画の策定等を通じ、地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組を促進するとともに、森林を支える林業・山村の振興に努力 ・ 森林所有者は、立地条件、費用対効果等を踏まえ、自ら多様な森林整備に向けた施業に努め、あるいは意欲ある事業体等による施業・経営の集約化に協力 ・ 森林組合その他の事業体は、森林所有者に対する施業の働きかけ、地方公共団体、他の森林組合、林業、木材産業等の事業者と連携して、適切な森林整備の推進のため、施業・経営の集約化や低コスト生産に向けた条件整備等に努力 ・ 木材産業関係者は、生産・加工・流通の合理化、ニーズに応じた技術開発、消費者への適切な情報提供等を実施 ○ 森林・林業・木材産業に直接的に関わりのない企業、生活者等においても、森林の整備・保全を支える活動に協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民や事業者は、政府や地方公共団体等が主催する各種取組への参画や山村との交流等を通じて森林・林業についての理解を深めるとともに、森林づくりや地域材利用に関する国民運動へ参画 ・ NPO等の団体は、森林づくり等に自ら参画するほか、こうした取組を推進するための橋渡しとしての役割を担うとともに、政府を始めとする関係者への提言、情報発信を実施

項目	内容
<p>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 森林の多面的機能の一層の発揮に関する施策</p> <p>(1) 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備</p> <p>① 広葉樹林化、複層林化、長伐期化等多様な森林への誘導</p> <p>② 路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・高効率の作業システムの整備・普及</p> <p>③ 公的な関与による森林整備の促進</p>	<p>* 第1及び第2に掲げる方針等を踏まえ、目標達成に向けた施策の充実に重点をおき、森林及び林業に関して講ずる施策の内容を記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の意向や国民ニーズ等を反映するための多様な施業方法の提示 ・ 天然更新等施業コストを踏まえた効率的な森林施業技術等の体系的な普及 ・ 広葉樹林化、針広混交林化等の円滑な推進のための森林計画制度や保安林制度の運用の見直し ・ 帯状、群状の伐採等効率的な施業の実施による針広混交林化等の推進 ・ 多様な森林整備の加速化のため、先進的に取り組む地域におけるコンセンサスの醸成や普及啓発の推進 ・ 造林・保育の効率化・低コスト化の推進のための技術の普及及び定着等を実施 ・ 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備・普及 ・ 必要となる人材育成、機械の開発・改良・普及 ・ 効率的な作業システムに対応し、林道と作業道等を適切に組み合わせた路網整備の推進、森林施業により効率的な路網の重点化等を実施 <p>森林所有者等による適時・適切な整備が進み難い森林を対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の集約化や間伐の効率的な実施の市町村による促進 ・ 公的機関が森林所有者と森林を共同で管理経営していく新たな手法の検討 ・ これまで整備の進められてきた林業公社造林地について、多様な林相への転換を図りつつ適切に整備 ・ 造林未済地について新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するための対策の推進 ・ 治山事業や（独）緑資源機構による森林整備における針広混交林化等の推進等を実施

項目	内容
④ 国家レベルの森林資源管理体制の整備とニーズに応じた多様な森林関連情報の提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林関連情報のデータベース化や、都道府県と市町村との情報の共有を推進するとともに、幅広い関係者に対する情報提供の促進 ・ 国民の保健・休養等に供している森林に係る情報等多様な情報の提供 ・ 森林G I Sを活用した適切な資源管理の推進 ・ 民有林と国有林を通じた森林資源モニタリング調査の継続等を実施
⑤ 花粉発生源調査等に基づく効果的な花粉発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織培養の手法を用いた無花粉スギ等の増殖や、苗木の供給体制が整備された地域の能力を広域的に活用し、無花粉スギ等の苗木供給の促進 ・ 無花粉スギや花粉の少ないヒノキ品種等の開発 ・ 都市部への花粉飛散に影響しているスギ林の推定、発生源地域と都市部等との連携による取組の推進 ・ 針広混交林・広葉樹林への誘導や雄花の量の多いスギ林分の重点的な間伐の推進等を実施
⑥ 地球温暖化防止への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書の目標達成のため、効率的・効果的な森林の整備の推進、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材・木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくりの推進等の総合的な推進 ・ 地球温暖化防止に果たす森林及び木材利用の役割の評価に関する、国際的な取組への積極的な参画等を実施

項目	内容
<p>(2) 国土保全等の推進</p> <p>① 効果的に環境と調和した治山事業の展開</p> <p>② 保安林の適切な管理の推進</p> <p>③ 優れた自然環境を有する森林の維持・保全</p> <p>④ 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進</p> <p>⑤ 松くい虫等病害虫防除対策の総合的、効率的実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害の発生形態の変化を踏まえた山地災害危険地区の再点検 ・ 国有林・民有林を通じた流域全体の視点に立った事業展開や、砂防事業等他の国土保全施策との連携による流域保全対策の推進 ・ 山地災害危険地区に係る情報の周知等の地域における避難体制の整備のための取組と治山事業を一体的に実施することによる効果的な減災対策の推進等の実施に加え、 ・ 緑化工における在来種の活用、木材の活用、針広混交林への誘導等環境と調和した治山事業を推進 ・ 衛星デジタル画像データ等の最新技術を活用し、保安林管理情報の体系的かつ効率的な整備等により、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進 ・ 国有林において、原生的な森林生態系や貴重な野生動植物の生息・生育地等の森林について、生物多様性の保全の観点から保護林の設定を推進するとともに、保護林の状況を的確に把握し必要な措置を講ずることによる適切な保全・管理の推進 ・ 保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定の推進等を実施 ・ 野生鳥獣被害の広域化や森林の公益的機能への影響の進行等を踏まえ、地域における林業、農業及び環境分野の行政及び研究機関等の関係者が連携協力する体制を構築し、被害及び生息の動向に応じた効果的な森林被害対策の推進 ・ 林業従事者の狩猟免許の取得の拡大を図り、鳥獣保護管理施策と連携した自主的な駆除活動の推進等を実施 ・ 松くい虫被害の終息化を着実に図るため、保全すべき松林の重点化を一層推進するとともに、防除効果を検証しつつ被害状況に応じた総合的かつ効率的な防除の促進 ・ 高緯度・高標高地域など松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化 ・ 病虫害に対して、抵抗性を有する品種の開発及び開発した抵抗性品種の普及の推進等を実施

項目	内容
(3) 技術の開発及び普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の森林・林業・木材産業の発展の可能性の基礎となる研究・技術開発を計画的・効率的に行うため、期別の達成目標等を明確化した戦略を策定した上で、産学者の連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発の効率的かつ効果的な推進 ・ 研究・技術開発の成果の普及及び地域の実情に応じた林業普及指導事業の効率的かつ効果的な推進等を実施
(4) 森林を支える山村の活性化 ① 都市と山村の共生・対流と山村への定住の推進 ② 地域特産物の振興等による山村の就業機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ N P O や地域住民等の連携による山村活性化の取組の推進 ・ 都市住民の多様なニーズに応じた山村の受入体制を整備するため、生活環境基盤の整備、取組の中心となる人材の育成・確保、自然・文化・景観等山村地域の有する資源を活用した魅力ある地域づくりの推進とその情報発信等を他の山村振興施策との連携にも留意しつつ実施 ・ 竹、きのこ等の生産基盤の高度化、作業の省力化による高コスト構造のは正、原料・資材の安定確保、売れる商品の供給のための品質確保、消費者への情報提供等による特用林産振興の推進 ・ 豊かな自然や文化、伝統など山村特有の資源を幅広く活用した新たな産業の創出に向けた支援体制の構築と全国的な普及啓発等を実施
(5) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 ① 企業等による森林づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業やN P O 等による森林の整備・保全活動を促すため、森づくりの企画・提案、サポート体制の整備、森づくり活動に対する評価、フィールドや技術など森づくりに関する各種情報収集・提供等の参加しやすい環境の整備 ・ 国民の自発的な森づくり活動等を助成する「緑の募金」の成果のP R、企業ニーズに応じた使途限定型募金の対象の拡大等による充実 ・ 国有林において、企業等の森づくり活動のためのフィールド提供等の推進 ・ 全国植樹祭等緑化行事の開催による普及啓発活動の展開等を実施

項目	内容
② 地域と都市住民の連携による里山林の再生活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア、N P O等の参加による居住地周辺の里山林の整備の支援 ・ 市民活動、森林セラピーといった多様な里山林における活動の促進 ・ 里山林の保全・利用活動や地方公共団体における制度等の実態を把握し、その結果を踏まえた里山林の保全・利用活動のあり方について検討等を実施
③ 森林環境教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・環境・地域振興などの分野との連携による普及啓発活動と分野横断的な人材育成、水源かん養等森林の多面的機能や木材利用の意義等に対する理解をより深める活動等の推進 ・ 森林環境教育に取り組む民間団体への活動支援、森林・林業関係者と民間団体の連携の強化 ・ 教育関係機関、N P O等と連携し、学校等が国有林野で体験活動等を実施するためのフィールドの提供、森林管理局・署等による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導等の推進 ・ 森林の有する多面的機能等に関する情報について各種メディアを通じたP R等を実施
(6) 国際的な協調及び貢献 ① 国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連やG 8等における政策対話や持続可能な森林経営のための「基準・指標」等の取組への積極的な参画・貢献 ・ 我が国の知見、人材等の活用による二国間、地域間、多国間等多様なスキームによる国際協力の推進等を実施
② 違法伐採対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本政府の気候変動イニシアティブ」に基づき、政府調達、行動規範の策定、生産国支援、G 8森林行動プログラムのフォローアップの推進 ・ 地方公共団体、森林・林業・木材産業関連団体、消費者団体等に対して、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性等についての普及・啓発活動の推進等を実施

項目	内容
<p>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p> <p>(1) 望ましい林業構造の確立</p> <p>① 林業経営の規模の拡大等</p> <p>② 人材の育成及び確保</p> <p>(2) 林業労働に関する施策</p> <p>① 若年層を中心とした就業者の確保 ・育成</p> <p>② 雇用管理の改善</p> <p>③ 労働安全衛生の向上</p> <p>(3) 林業生産組織の活動の促進</p> <p>(4) 林業災害による損失の補てん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者への透明性の高い施業提案の促進など、森林組合等の林業事業体による施業等の集約化の推進 ・ 施業の集約化のための働きかけにつながる森林整備地域活動支援交付金の見直し ・ 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備・普及 ・ 生産量の拡大と生産性の向上に意欲を有する事業体の育成 ・ 生産性向上のための、素材生産業の協業化や効率的経営のモデル構築等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業研究グループに対する経営・技術指導の強化や地域の林業後継者の育成・確保の取組及び施業の集約化に取り組む事業体の従事者に対する普及・啓発活動の強化 ・ 女性の林業経営への参画・ネットワーク化の促進、高齢者の技術の伝承・豊かな経験に基づく知恵の活用に向けた支援等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業就業に意欲を有する若者等を対象として、林業就業に必要な技能・技術を付与するための研修等による新規就業者の確保・育成 ・ 経営者等への雇用管理研修、社会保険等の加入促進のための普及・啓発 ・ 労働安全衛生の確保を図るための安全衛生管理の指導、安全講習や現地実習 ・ 最新の技術等を取り入れた林業労働災害防止機械・器具の開発・改良等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合、素材生産業者等委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動を促進 ・ 災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんを実施

項目	内容
<p>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p> <p>(1) 木材の安定供給体制の整備</p> <p>(2) 木材産業の競争力の強化</p> <p>① 製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中</p> <p>② 消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化</p> <p>(3) 消費者重視の新たな市場形成と拡大</p> <p>① 企業、生活者等ターゲットに応じた戦略的普及啓発</p> <p>② 海外市場の積極的拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有林及び国有林の原木供給側が連携した安定供給を行う体制の整備 ・ 伐採可能な森林を確保し、安定供給に必要なロットの確保・取りまとめに必要な条件整備 ・ 適切かつ効率的な素材生産を行う事業者の育成等を実施 ・ 高い事業効果が見込まれる事業者に対する集中的な支援による、製材・加工の大規模化の推進 ・ 生産された木材を大規模・総合的に利用するシステムの構築等を実施 ・ 消費規模の大きい都市圏を中心とした「顔の見える木材での家づくり」の取組強化 ・ 消費者ニーズに対応した、内装材や家具等高付加価値製品の開発や供給体制及び販売戦略の強化 ・ 製品の品質管理を徹底し、乾燥材等品質・性能の確かな製品の安定供給の推進とともに、品質・性能の表示の促進等を実施 ・ 企業での国産材製品利用の増大等実需の創出が拡大するよう、企業への働きかけの強化 ・ 市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、木材利用に関する環境教育に係る活動の促進 ・ 公共施設等における木材利用の促進等を実施 ・ 中国等重点的に市場開拓を行うべき国や地域に応じた輸出促進の方策など、国産材の輸出戦略の構築 ・ 国産材製品に対するニーズ（必要性）やウォンツ（欲求）の形成に向けた輸出先に対するPR活動等輸出環境の整備等を実施

項目	内容
③ 木質バイオマスの総合的利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマスを原料としたエネルギーや製品を低コストで高効率に生産する技術の開発 ・ 木材生産システムとも連携した効率的な木質バイオマスの供給体制の整備 ・ 間伐材を含む林地残材等の未利用材をバイオマス発電施設の燃料等として利活用する取組の推進等を実施
(4) 林産物の輸入に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間、多国間の国際的な枠組みの中で各国との関係の維持 ・ 国際会議等における情報収集、情報交換の推進 ・ 緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限等を実施
4 国有林野の管理及び経営に関する施策 5 団体の再編整備に関する施策	<p>○ 森林の公益的機能の維持増進とともに、あわせて林産物の持続的かつ計画的な供給及び国有林野の活用による地域産業の振興等への寄与を旨として、適切かつ効率的に管理経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林・民有林を通じた流域全体の視点に立った保安林の配置、治山事業等の展開 ・ 原生的な森林生態系や野生動植物の生息・生育地等の国有林について、生物多様性の保全の観点から保護林や保育林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定を推進するとともに、保護林の状況を的確に把握し必要な措置を講ずることによる適切な保全・管理を推進 ・ 民有林及び国有林の原木供給側が連携した安定供給を行う体制の整備 ・ 森林G I Sを活用した適切な資源管理や広葉樹林化など多様で健全な森林整備の推進等による地球温暖化防止への積極的な貢献 ・ 企業等の森づくり活動や教育関係機関・N P O等と連携し学校等が国有林野で行う体験活動等のためのフィールドの提供 ・ 森林組合系統組織や関係団体が基本法の基本理念を的確かつ効果的に実現できるような体制を整備するのに必要な施策を推進

項目	内容
<p>第4 森林、林業及び木材産業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項</p> <p>1 施策の評価と見直し 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用 3 的確な情報提供を通じた透明性の確 保 4 効果的・効率的な施策の推進体制</p>	<p>* 本計画に基づき、各施策を実施するに当たって必要な事項を整理して記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の行程管理と評価を通じた計画的な実施 ・ 目的に応じた施策の実施による財政措置の効率的かつ重点的な運用 ・ 分かりやすい広報活動の充実等を通じた施策の実施における透明性の確保 ・ 施策の見直し・導入に当たっての関係者への周知徹底、森林・林業関係者が一体 となった人材育成・組織づくりの促進、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応 し得る体制の見直しの実施